

# 狭山市産業労働センター指定管理者

## 募 集 要 項

令和6年7月

狭山市 環境経済部 産業振興課

## 狭山市産業労働センター指定管理者募集要項

狭山市産業労働センター（以下「センター」という。）の指定管理者の募集については、以下要領に定めるとおりとする。

### 第1 対象施設の概要

- 1 名称 狭山市産業労働センター
- 2 所在地 狭山市入間川1丁目3番3号
- 3 設置目的 商工業及び観光の振興、市民の就労の支援並びに勤労者の福祉の向上を図り、もって地域経済の活性化及び市民福祉の向上に寄与すること。
- 4 開設時期 平成22年3月25日
- 5 建物概要（狭山市駅西口第1自転車駐車場含む）
  - (1) 構造 鉄骨造陸屋根地下1階付き3階建て
  - (2) 建築面積（狭山市駅西口第1自転車駐車場を含めた登記面積）
 

地下1階	838.65 m <sup>2</sup>
1階	686.73 m <sup>2</sup>
2階	455.81 m <sup>2</sup>
3階	702.42 m <sup>2</sup>
  - (3) 主な階別、施設別面積

(単位：m<sup>2</sup>)

階	名 称	面 積
地下1階	自転車駐車場	706.41
	ポンプ室	40.18
	管理室	24.13
	倉庫	21.69
	869.47	共用部（廊下・階段等）
1階	自転車駐車場	461.68
	多目的スペース	81.23
	狭山市勤労者福祉サービスセンター	50.25
	785.72	共用部（廊下・階段等）
中2階	自転車駐車場	457.15
	461.26	共用部（廊下・階段等）
2階	展示スペース	42.21
	異業種交流スペース	89.45
	産業・観光情報サテライト	53.37
	狭山市ビジネスサポートセンター業務スペース	75.00

		事務スペース	81.54
		若者サポートステーション	54.63
		狭山市ふるさとハローワーク	84.88
	817.88	共用部（廊下・階段等）	336.80
屋上	729.33	別図のとおり	729.33

※1 網掛け部分は管理範囲外とする。

※2 上記面積は登記面積とは一致しない。

※3 昇降機（エレベーター、エスカレーター）を含む面積である。

## 第2 指定管理者が行う業務

- 1 センターの管理運営及び利用の許可に関する業務。
- 2 センターの建物、設備、物品等の維持管理に関する業務。
- 3 狭山市産業労働センター条例（平成21年条例第15号、以下「条例」という。）第15条第2項に規定される事業の実施に関する事。
- 4 自主事業に関する事。
- 5 その他、狭山市産業労働センター指定管理者業務仕様書のとおりとする。

※ 狭山市ふるさとハローワーク及び狭山市勤労者福祉サービスセンターの業務は、それぞれの団体が行う。

## 第3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 第4 資格要件

- 1 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体とする。なお、複数の法人その他団体により構成されたグループで応募することもできるが、その場合、次のことに留意すること。
  - (1) 単独で応募した法人その他団体は、グループによる応募の構成団体となることはできない。また、同時に複数のグループによる応募の構成団体となることもできない。
  - (2) グループで応募する場合は、グループの名称と代表となる法人その他団体を定めること。この場合、グループの代表及び構成を変更することはできない。
  - (3) グループにおける出資比率の最小限度基準は、構成員数を勘案して次のとおりとする。
    - 2団体の場合・・・30%以上
    - 3団体の場合・・・20%以上

なお、出資を伴わないグループによる応募の場合は、出資比率を当該業務に係る構成団体の責任比率とすること。
  - (4) 構成団体間での協議の状況を確認するため、仮協定書又は協定書案を添付すること。
  - (5) 構成団体には、市内に所在する法人その他団体をできるだけ加えるようにすること。

- 2 法人、その他団体（グループの代表団体及び構成団体となっている法人その他団体を含む。）又はその代表者が次の事項に該当する場合、応募することはできない。
- (1) 破産者で復権を得ない者
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 号の規定により指定の取消しを受けたことがある者
  - (4) 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）第 4 条の規定に抵触することとなる者
  - (5) 国税及び地方税を滞納している者（法人その他団体の代表者を除く。）
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制下にある者
  - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者
  - (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者
- 3 法人の役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべき者を含む。）が、2 の（1）、（4）、（6）に該当しないものであること。
- 4 消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けた法人その他団体であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

## 第 5 説明会及び施設見学会の開催

### 1 開催日時等

- (1) 日 時 令和 6 年 7 月 31 日（水） 午後 2 時から
- (2) 場 所 産業労働センター 多目的スペース

### 2 参加申込み

- (1) 申込方法 以下の入力フォームから必要事項を送信すること。  
(入力フォーム) <https://logoform.jp/form/6LWm/643354>
- (2) 申込期限 令和 6 年 7 月 29 日（月）午後 5 時まで



### 3 その他

説明会当日、募集要項及び仕様書等資料の配布はしない。必要に応じて、狭山市公式ホームページから事前にプリントアウトするなどして、持参すること。

## 第 6 質問の受付及び回答

- 1 受付方法 募集要項、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、以下の入力フォームから送信すること。なお、口頭での質問には応じない。

(入力フォーム) <https://logoform.jp/form/6LWm/643237>



- 2 受付期限 令和6年8月14日(水)午後5時まで(必着)
- 3 回答方法 令和6年8月23日(金)を回答予定日とし、質問内容及びその回答を狭山市公式ホームページで公表する。

## 第7 申請書等の提出及び受付

指定管理者に応募をする法人等は、応募関係書類を次のとおり持参すること。(郵送等での提出は不可)

- 1 受付期間 令和6年7月10日(水)から8月30日(金)まで
- 2 受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)
- 3 受付場所 狭山市役所 環境経済部 産業振興課(市役所高層棟2階)

## 第8 応募関係書類

### 1 指定管理者指定申請書【様式1】

※ グループで応募の場合

- (1) グループ構成団体一覧【様式1-2】
- (2) グループ応募理由及び業務分担表【様式1-3】
- (3) グループ仮協定書【様式1-4】

### 2 指定管理者事業計画書【様式2】

### 3 指定管理者自主事業計画書【様式3】

### 4 指定管理者業務収支予算書【様式4、4-2】

### 5 受託事業実績概要書【様式5】

### 6 確約書【様式6、6-2、6-3、6-4】

### 7 法人等の概要が分かる書類【※様式任意(以下の事項を記載)】

- (1) 設立趣旨
- (2) 沿革
  - ・時系列で記載し、主な内容について具体的に記載したもの
- (3) 事業概要
  - ・事業の内容や実績などが分かるもの
- (4) 組織・運営
  - ・組織図、本社・支社・支店の業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの
  - ・経営の理念や方針、経営の効率化や透明性の確保に向けての取組み、組織の管理やチェック体制などが分かるもの
- (5) 代表者の履歴

### 8 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの【様式任意】

### 9 法人の登記簿謄本(任意団体は除く)

・指定管理者指定申請日前3か月以内に発行されたもの

#### 10 法人等の決算関係書類【様式任意】

・前年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資産目録等又はこれらに類するもの

11 法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの【様式任意】

12 指定申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税証明書（原本）

(1) 法人税、消費税及び地方消費税【納税証明書の種類「その3」または「その3の3」】

(2) 都道府県民税、市町村民税等の納税を証する書面

13 法人の役員名簿【様式任意】

14 提出書類一覧表【様式7】

15 狭山市産業労働センター指定管理者指定申請書提出票及び受領票【様式8】

※ 上記様式は、狭山市公式ホームページからダウンロードし取得すること。

※ 応募関係書類の作成と提出にあたっては、次の点に留意すること。

- ・提出書類は、A4縦綴じにし、インデックスで書類名を示すこと。
- ・応募関係書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出書類について、提出期限後の差替え及び再提出は認めない。
- ・応募者が提出書類に故意に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- ・提出書類は返却しない。なお、応募関係書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、指定管理者選定の説明等のため、必要な場合には応募関係書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、応募関係書類については、狭山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、応募者の許可を得て開示できるものとする。

## 第9 提出部数

正本 1部

副本（コピー） 10部 ※選定委員会・事務局等に必要な部数

## 第10 選考方法

- 1 指定管理者候補者の選定にあたっては、産業振興課による書類審査（第1次審査）及び環境経済部所管指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における事業提案に係るプレゼンテーション・ヒアリング（9月19日（木）予定）による審査（第2次審査）を行う。
- 2 審査は、以下の基準により行う。
  - (1) 平等な利用が確保されるよう、適切な管理を行うことができるか。
  - (2) 利用者本位の柔軟なサービスの提供ができるか。
  - (3) 公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ安全に管理することができるか。
  - (4) 公の施設を効率的に管理し、管理に係る経費の縮減を図ることができるか。

(5) 公の施設の管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる物的、人的能力並びに財務基盤を有しているか。

(6) 個人情報の適正な取扱いを確保することができるか。

3 第1次審査は、以下の事項について審査する。

(1) 団体審査（適格性）

(2) 事業提案内容の審査（整合性）

4 第2次審査は、以下の事項について審査する。

(1) 受託能力の評価

(2) 提案内容の評価

ア 管理運営方針

イ 運営及び維持管理に関する提案

ウ 事業に関する提案

(3) 管理運営費の評価

5 選定基準は、選定委員の採点結果の平均が満点の6割以上であることとする。応募団体が、いずれも基準を満たさない場合は、指定管理者候補者を選定せず、再度公募する。

## 第11 選定結果の通知

指定管理者候補者の選定結果は、全ての応募者に9月下旬に文書で通知する。

## 第12 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定及び協定の締結

選定委員会で選定された指定管理者候補者と細部についての協議を行い、仮協定を締結し、令和6年第4回狭山市議会定例会における議決を経て、指定管理者に指定した日に正式な協定としての効力が発生することとなる。

2 指定等に係る留意事項

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。なお、前記の指定管理者に指定しない場合や議会の議決が得られなかった場合においても、公募に要した費用や管理運営の事前準備のために支出した費用については、一切補償しない。

## 第13 その他

指定管理者業務の実施にあたっては、この募集要項に定めることのほか、業務仕様書等に定めるとおりとする。

## 第14 問合せ先

狭山市 環境経済部 産業振興課

担当者：久保田・岸・室岡

電話：04-2937-7204（課直通）

E-Mail：sangyo@city.sayama.saitama.jp